

1 事業の目的

美瑛町観光ポータルサイトにおけるバナー広告の募集に関する条件を定め、美瑛町の観光振興や地域経済の活性化に貢献することを目的とする。

2 事業の内容

バナー広告の募集条件の設定し、インターネットを活用した広報活動の実施を行う。

3 広告の種類

ホームページバナー広告募集を行う媒体は次のとおりとする。

(1) 美瑛町観光ポータルサイト

4 広告の規格

広告の規格は次のとおりとする。

- (1) 大きさ 小サイズ 縦 100ピクセル、横 310ピクセル
大サイズ 縦 200ピクセル、横 310ピクセル
- (2) 形式 JPEG・PNG形式
- (3) 容量 150KB以内

5 広告の掲載位置及び枠数

広告を掲載する位置は、トップページを表示する画面の下部とし、最大枠数は8とする。

6 広告の掲載料

掲載料は以下のとおりとする。

サイズ 種別	小サイズ		大サイズ	
	会員	非会員	会員	非会員
1ヶ月	2,000円	—	4,000円	—
6ヶ月	10,000円	20,000円	20,000円	40,000円
12ヶ月	20,000円	40,000円	40,000円	80,000円

- (1) 1ヶ月の金額の申込みについては、最低3ヶ月利用を基本とし、広告申込者の都合による解約の場合は、掲載料の返金はしない。
- (2) バナー広告原稿の作成にかかる費用はすべて申込者の負担とする。
- (3) 別途デザイン制作を当協会へ依頼される場合は、追加費用を負担する。

7 広告の掲載期間

広告掲載の期間は1年間を上限とする。ただし、以下の場合はバナー広告が掲載されないことがある。

- (1) 火災、停電、天災などの不可抗力による場合
- (2) メンテナンス及び障害により一時的に閉鎖する場合

8 広告の募集方法

広告の募集は広告枠数に達するまで、公募するものとする。

9 広告の掲載申込

広告の掲載を希望するもの（以下「申込者」という。）は美瑛町観光協会ホームページ
バナー広告申込書に必要な事項を記入し、会長が定める期限までに資料を添えて提出す
るものとする。なお、掲載希望開始1ヶ前を締め切りとする。

10 バナーの位置

掲載位置は指定できない。

11 募集対象

企業及び個人事業者

(1) 優先対象：美瑛町観光協会会員

美瑛町への観光誘致、美瑛町の特産品の販売促進につながる企業。

12 決定方法

美瑛町観光協会事務局による審査により決定する。

ただし、申込多数の場合は審査を経て抽選により決定する。

13 その他

広告掲載料及び広告原稿は指定する日までに一括前納とする。

広告掲載料の入金確認後に掲載を行う。

14 注意事項

以下の広告は掲載できない。

法令違反、公序良俗に反するもの。

人権侵害、政治性又は宗教性のあるもの。

社会問題等への主義主張、個人の名刺広告、公衆に不快感を与えるもの等。

その他、適当でないと観光協会長が判断するもの。

広告内容について問題が生じた場合、広告掲載者において対処を行うものとする。